

## 特定建築物排出量削減計画書

(宛先) 宇治市長様	平成 25年 1月 22日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区下立売通新町西入藏ノ内町	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都府知事 山田啓二

工事の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築			
工事着工予定年月日	平成25年 2月 15日			
工事完了予定年月日	平成26年 2月 28日			
特定建築物の概要  用途別の床面積	名称	府営住宅横島団地（仮称）		
	所在地	宇治市横島町大川原35-5 他5筆		
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	階数	地上6階地下1階
	敷地面積	10,141.40 m <sup>2</sup>	高さ	18.568 m
	建築面積	3,135.85 m <sup>2</sup>	床面積の合計 (増築部分の床面積)	10,698.55 m <sup>2</sup> (— m <sup>2</sup> )
	住宅	9,592.88 m <sup>2</sup>		
	ホテル等			
	病院等	913.75 m <sup>2</sup>		
	物品販売業を営む店舗等			
	事務所等			
学校等				
飲食店等				
集会所等	191.92 m <sup>2</sup>			
工場等				
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果	BEE=1.1 B+			

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	① 11条の2第1号ア該当木材等 312.55立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 312.55立方メートル (①+②+③+④)
	使用する用途	府営住宅：住戸内の間仕切り壁の芯材、天井下地 集会場：腰壁仕上
	府内産木材等の使用基準量	16.38立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量	486.68立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積	5,568.64平方メートル
再生可能エネルギーを利用するための設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	93,359MJ+280,079MJ=373,438メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他( )	メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		メガジュール
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置		概要
■ 外壁、屋根又は床の断熱		屋上:A種硬質ウレタンフォーム保溫板2種1号厚30 屋根スラブ裏:A種押出法硬質ポリスチレンフォーム2種 厚50 最上階天井裏:グラスウールマット(24K) 厚50 外壁:現場発泡硬質ウレタンフォームA種1厚20 1階スラブ裏:押出法硬質ポリスチレンフォーム2種 厚50
■ 窓の断熱又は日射の遮蔽		1階福祉施設(認知症GH・知的障害者GH・小規模多機能施設)の窓にはLow-Eペアガラスを採用し、高齢者と障害者の健康に配慮。府営住宅部分は上階の共用廊下(出1.65m)、バルコニー(出1.55m)が日射を遮蔽する設計となっている。
■ エネルギー消費効率の高い設備の導入		福祉施設廊下・便所及び屋外照明にLED照明を使用。
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用		なし
<input type="checkbox"/> 節水型設備の設置		なし
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用		なし
■ 耐用年数が長い材料及び設備の利用		共用部給水管:SGP-VA, VD 住居給水管:架橋ポリエチレン管 排水管:DVLP, VP 通気管:SGP-白を使用。
<input type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		なし
■ 緑化の実施		京都府地球温暖化条例に基づく緑化面積を確保。また、道路境界側には季節感の出る樹種の植栽を設け、良好なまちなみ形成に寄与する。隣地境界側には隣地への落葉に配慮し、常緑の樹種の植栽を設ける。
■ その他		敷地内舗装はほぼ全てを透水・保水機能を持つ材料で舗装する。また、敷地内雨水流出抑制対策(貯留量134立米)を実施し、集中豪雨時の下水道負荷の緩和と夏季のヒートアイランド現象の緩和を図る。

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、次に掲げる事項が分かれる書類を添付してください。

(1) 再生可能エネルギーを利用するため導入しようとする設備の内容

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。